

佐渡市の未来はあなたの1票から

佐渡市長選挙 佐渡市議会議員一般選挙

投票日は4月18日です。

佐渡市設置に伴う佐渡市長選挙・佐渡市議会議員一般選挙が4月11日(日)に告示され、4月18日(日)に投票が行われます。

大切な1票を棄権しないで、みんなそろって投票し、私たちの代表にふさわしい人を選ぼう。
なお、この選挙の立候補予定者説明会の日程は次のとおりです。

とき:3月24日(水)市長選挙は午前9時から、議会議員選挙は午後1時から(それぞれ2時間程度)
ところ:佐渡市金井コミュニティセンター(旧金井町民会館)

【佐渡市になって選挙はどうなるの】

◆投票所は?

投票所は、旧市町村での選挙の際は、島内で112か所設置されていましたが、合併後においてもこの投票所は変わりません。合併前と同じ投票所で投票することになります。ただし、3月27日以後に市内で転居された場合は、転居する前の住所地の投票所で投票することとなりますのでご注意ください。

◆投票時間は?

投票の終了時間は、112投票所のすべてで、1時間から3時間までの繰り上げを実施します。従来から投票終了時間の繰り上げが行われていた投票所は、変更ありませんが、今まで投票終了時間が午後8時までであった投票所については、1時間繰り上げて午後7時までとなりますのでご注意ください。

個々の投票所での投票終了時間の繰り上げ内容は、戸別に郵送される入場券にも記載されますのでご確認ください。

◆投票できる人は?

昭和59年4月19日以前に生まれた方で、平成16年1月10日以前から佐渡島内の旧市町村で住民登録(転入届)をし、引き続き佐渡市に住所がある方は、投票できます。

【郵便投票制度もあります】

選挙の投票は、投票日当日に投票所で投票することが原則ですが、理由に応じて不在者が投票できる制度があります。身体が不自由な人のための郵便による不在者投票(郵便投票)もその1つです。

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を持っている方で、法律の要件に該当し、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けた方は、郵便により在宅で不在者投票ができます。郵便投票証明書の交付は、選挙前でもできますので、該当すると思われる方は、早めに選挙管理委員会へお尋ねください。

■お問い合わせは 佐渡市選挙管理委員会 ☎952-1209 佐渡市千種232番地
☎63-5119(直) 63-3111(代)内線451 FAX63-5125

期日前投票制度がスタートします

～不在者投票制度の一部が、期日前投票制度に変わります～

昨年12月に公職選挙法が改正され、従来の「不在者投票制度」の一部が、投票用紙をそのまま直接投票箱に投票できる「期日前投票制度」に変わりました。これにより手続きが大幅に簡素化され、投票しやすくなりました。

この期日前投票制度は、今回の佐渡市長選挙・佐渡市議会議員選挙から実施されます。

従来の不在者投票



期日前投票

■期日前投票制度によって、どんなふうに変わるんですか？

これまで不在者投票は、投票用紙を内封筒に入れて、それをさらに外封筒に入れ、その外封筒に署名をして投票したものを探して保管し、投票日に投票管理者が開封して投票箱に入れていきました。

しかし、これからはこれらの手続きが不要になり、投票用紙に記載したら本人が直接その場で投票箱に入れることになります。

■病院に長期間入院している場合などは？

次のような人は、これまでどおりの不在者投票（内封筒・外封筒を使用する方法）で投票を行うことになります。

- ・病院や老人ホームなどの施設で投票する人
- ・佐渡市の有権者で、仕事などの関係により他市町村に滞在している人
- ・投票日までに20歳になる人で、投票するときは19歳の人

※なお投票期間は、期日前投票制度と同様、**告示日の翌日**からになります。

■投票期間と時間はどうなりますか？

期間は、**告示日の翌日**から投票日前日までとなりますので、投票開始が1日遅くなります。投票時間は、従来どおり午前8時30分から午後8時までです。

■どういう場合に利用できますか？

従来の不在者投票と同様、投票日に仕事や旅行などのために投票に行けない場合に利用できます。

こんな場合に期日前投票ができます。

- 仕事
- 旅行
- 冠婚・葬祭
- 病気・けが
- 出産

選挙のイメージキャラクター
「めいすいくん」

